

## 高松市ユニバーサルデザイン基本指針策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを推進するための高松市ユニバーサルデザイン基本指針(仮称)の策定に当たり、広く市民等の意見を聴くため、高松市ユニバーサルデザイン基本指針策定懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(組織)

第2条 懇談会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 本市の区域内的の公共的団体等の代表者

(3) 商工関係団体の代表者

(4) 建築関係団体の代表者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長および副会長)

第3条 懇談会に会長および副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、市民政策局政策課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営等に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年8月27日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱による最初の懇談会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、懇談会の目的を達成した日限り、その効力を失う。